

高知県民生委員・児童委員活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県民生委員・児童委員活動費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、地域社会の福祉増進及び民生安定のため、各市町村民生委員協議会（以下「協議会」という。）に対し、民生委員・児童委員の活動に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助基準額等)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助基準額等は、別表第1に定めるとおりとし、補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業者は、補助事業に要する補助金所要額の増減（30パーセント以内の減額を除く。）をする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合は、事前に別記第2号様式による補助事業変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (7) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。
- (8) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

- (9) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (10) 県税の滞納がないこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認めて指示した事項

(概算払)

- 第6条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。
- 2 前項の規定に基づき、補助事業者が概算払を請求しようとするときは、別記第3号様式による概算請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第7条 規則第11条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日（第5条第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、その承認を受けた日）から30日を経過した日又は翌年度の4月30日までのいずれか早い日までに知事へ提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

- 第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。
- (1) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。
 - (2) 補助事業者又は補助事業の契約の相手方が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(情報の開示)

- 第9条 補助事業に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があつた場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第3号から第6号まで、第8条及び第9条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年10月25日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 24 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助基準額	補助率		
1 会議費	<p>民生委員・児童委員協議会が実施する総会、定例会等に要する経費</p> <p>報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費並びに使用料及び賃借料</p> <p>〔<例>〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議等出席に係る民生委員・児童委員の活動費、旅費 ・会議等で使用する消耗品費、印刷製本費 ・会議等の連絡調整に係る通信運搬費 ・会場の借り上げ料 等 	<p>以下①から③により算出した額を合算した額とする。</p> <p>①委員活動費 当該年度における民生委員・児童委員の最大実人数に知事が別に定める額を乗じて得た額</p> <p>②会長手当 知事が別に定める額</p> <p>③協議会活動費 知事が別に定める額</p>	定額		
2 事務費	<p>民生委員・児童委員協議会の事務に要する経費</p> <p>旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p> <p>〔<例>〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局担当者の旅費 ・消耗品費、印刷製本費 ・連絡調整に係る通信運搬費 ・事務に使用する機器の購入費 等 				
3 事業費	<p>民生委員・児童委員の活動及び民生委員・児童委員協議会で実施する事業等に要する経費</p> <p>報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料</p> <p>〔<例>〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員の活動費 ・民生委員・児童委員の活動に係る旅費 ・民生委員・児童委員の研修に係る経費（講師謝金、研修出席に係る旅費、研修の旅行手配に係る委託料、会場・バス等の借り上げ料等） ・研修やその他民生委員・児童委員協議会の事業に使用する消耗品費、印刷製本費、燃料費 ・活動に係る保険料 等 				

別表第2（第5条、第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

高知県知事

様

所在地
名称
代表者・氏名
生年月日

補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条第1項及び高知県民生委員・児童委員活動費補助金交付要綱第4条の規定により、高知県民生委員・児童委員活動費補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 補助事業の目的及び内容

3 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙様式1）
- (2) 収支予算書（支出額のうち県補助金充当額を明示してください。）
- (3) 県税の滞納がないことを証する証明書（県税の納税義務がない場合は申立書（別紙様式2））

又は

県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）

※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。

※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。
補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

(4) (1) から (3) までに掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

(別紙様式1)

令和 年度事業計画書

市町村民生委員協議会

区分 月別	行事・研修会・各種大会の開催・参加予定				備考
	日	名称	内容等	参加予定者数(人)	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					

注1：上記の予定には、民協定例会は含めないでください。ただし、定例会と同時にその他の行事・研修等を開催する場合は、その名称、内容等を記入してください。

注2：その他事業計画に関する資料があれば添付してください。

(例) 事業計画決定時の議案書、資料等

(別紙様式2)

申 立 書

令和 年度高知県民生委員・児童委員活動費補助金の交付申請にあたり、当協
議会は県税の納税義務がないことを申し立てます。

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者
住 所
氏 名

第2号様式（第5条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地
名称
代表者・氏名

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定通知がありました高知県民生委員・児童委員活動費補助金に係る事業を変更（中止・廃止）したいので、高知県民生委員・児童委員活動費補助金交付要綱第5条第1号の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

- 1 補助金既交付決定額 円
- 2 今回補助金変更交付申請額 円
- 3 変更（中止・廃止）の内容
- 4 添付書類
 - (1) 収支予算書（支出額のうち県補助金充当額を明示してください。）
 - (2) 変更理由書
 - (3) (1) 及び (2) に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

第3号様式（第6条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地
名称
代表者・氏名

概算請求書

金 円

令和 年度高知県民生委員・児童委員活動費補助金（交付決定通知番号高知県指
令 第 号）を、上記のとおり概算交付されるよう請求します。

記

- 1 補助金既交付決定額 円
- 2 既交付額 円
- 3 今回請求額

金融機関名等	預金種別	口座番号	口座名義人
	普・当		

第4号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地
名称
代表者・氏名

実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で（変更）交付の決定通知がありました事業を完了しましたので、高知県民生委員・児童委員活動費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金既交付決定額 円
- 2 補助金受入済額 円
- 3 補助事業の完了年月日 令和 年 月 日
- 4 添付書類
(1) 収支決算書（支出額のうち県補助金充当額を明示してください。）
(2) 事業成績書（別紙様式3）
(3) (1) 及び (2) に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

(別紙様式3)

令和 年度事業成績書

市町村民生委員協議会

区分 月別	民協定例会 開催状況		行事・研修会・各種大会の開催・参加状況				生活福祉資金 申込状況(件)
	日	出席者数 (人)	日	名称	内容等	参加者 数(人)	
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
1							
2							
3							

注：その他事業成績に関する資料があれば添付してください。

(例) 事業実績報告時の報告書、資料